

知立市農地マッチング事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地利用の促進を図るとともに農地の有効活用並びに遊休農地の発生防止及び解消を図り、本市の農地の維持保全及び農業の持続的発展のため、知立市において新規に就農を希望する者に対する農地マッチング事業の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「農地情報バンク」とは、経済課農政係（以下「事務局」という。）において管理し、市街化調整区域内にある農地の貸付を希望する所有者から登録の申請があった農地に関する情報を、農作物の作付けを目的として農地を借受けする農業参入希望者及び就農希望者に対して公開する目的で作成された台帳をいう。

2 この要綱において「農業参入希望者」とは、農業を始めることを希望する者のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 知立市の農地情報バンクに登録されている農地において、年間60日以上農業に従事することができること。
- (2) 知立市の農地情報バンクに登録されている200平方メートル以上1,000平方メートル未満の農地を農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権設定（以下「利用権設定」という。）により借り入れ、耕作することができること。
- (3) 18歳以上であること。

3 この要綱において「就農希望者」とは、農業の経験又は専門知識を有する者で、知立市において農業を始めることを希望する者のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 知立市の農地情報バンクに登録されている農地において、年間150日以上農業に従事することができること。
- (2) 知立市の農地情報バンクに登録されている1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の農地を利用権設定により借り入れ、耕作することができること。
- (3) 農業大学の卒業者、農業研修施設において研修を修了した者、農業経験年

数を1年以上有する者、農業生産法人において1年以上農業に従事した者又は栽培技術を習得していると農業委員会が認めた者のいずれかであること。

(4) 18歳以上であること。

(農地貸付登録等)

第3条 農地の貸付を希望する所有者は、知立市農地情報バンク登録申請書（様式第1）を農業委員会へ提出する。

2 前項の申請を受けた農業委員会は、申請者名義と土地所有者に相違がないことを確認した場合は、知立市農地情報バンク登録リスト（様式第2）に掲げる事項を登録するものとする。

3 農地情報バンクに登録された農地の借受けを希望する者は、農地情報バンク閲覧申請書（様式第3）を農業委員会へ提出することにより、農地情報バンクに登録されている農地情報を事務局で閲覧することができる。

(農地の利用申請)

第4条 農業参入希望者は、農地情報バンクに登録された農地を利用しようとするときは、知立市農業参入希望申請書（様式第4）に次に掲げる書類を添えて、農業委員会へ提出する。

(1) 住民票、マイナンバーカード、旅券（パスポート）、健康保険証、運転免許証、年金手帳、年金証書等の公的証明書のいずれか一点の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 就農希望者は、農地情報バンクに登録された農地を利用しようとするときは、知立市就農希望申請書（様式第5）に前項各号に掲げる書類を添えて、農業委員会へ提出する。

(利用適格者の審査及び決定)

第5条 農業委員会は、前条の規定による申請書の提出を受けた場合は、農業参入希望者及び就農希望者に対して農地の利用に適する者の審査を行う。

2 農業委員会は、前項の審査において農業委員会会長が必要であると判断した場合は、農業参入希望者及び就農希望者と面接を行うことができる。

3 農業委員会は、第1項の規定により審査をした結果を、農業参入希望者及び就農希望者に対し、口頭にて通知する。

(所有者と利用適格者のマッチング)

第6条 事務局は、前条第3項に規定する通知を受けた者（以下「利用適格者」という。）の申請内容と農地情報バンクを照合し、相互の条件が合致した場合は、

借受け希望のあった当該農地の所有者（以下「所有者」という）へ口頭にて通知する。

- 2 所有者は、前項の通知を受けた日から一月以内に、利用適格者と貸借に関する協議を行い、協議結果を事務局へ報告する。
- 3 貸借が成立した場合、所有者及び利用適格者は、速やかに農業経営基盤強化促進法に基づく申出その他必要な法的手続を行わなければならない。
- 4 事務局は、あいち中央農業協同組合及び農用地利用改善組合等の関係機関へ農地情報バンクに登録された所有者の情報を提供し、必要な情報提供及び助言を得るなどマッチングへの協力を依頼する。

（遵守事項）

第7条 利用適格者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 借受けする農地の契約期間は次のとおりとすること。ただし、更新時における契約期間はこの限りでない。

ア 農業参入希望者 1年

イ 就農希望者 3年

- (2) 農業参入希望申請書又は就農希望申請書に基づき耕作すること。

- (3) 耕作に必要な農機具等は自ら用意すること。（レンタル利用を含む。）

（利用適格者への指導）

第8条 農業委員会は、利用適格者が前条に掲げる事項を遵守しないと認めたときは、当該利用適格者に対し指導を行う。

- 2 前項に規定する指導を行ってもなお前条に掲げる事項が遵守されない場合、農業委員会は利用適格者の決定を取り消すことができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。